

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査の保険適用について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より通知が発出されましたので、以下にご連絡いたします。

【新型コロナウイルス感染症の PCR 検査の保険適用について】

標記について、3月6日に保険適用されることとなりました。検査にかかる費用については、検査1回当たり18,000円（検体の検査実施機関への搬送を伴わない場合は13,500円）とされ、これに検査判断料1,500円が加わります。当該検査費用の自己負担分（3割※）は基本的に検査結果に関わらず公費扱いとなり、残り（7割）は健康保険負担となりますので、患者の費用負担は発生しない形となります。

ただし、公費の対象には、初再診料などは含まれません（検査以外の診療費については自己負担が発生します）。

※6歳（義務教育就学）～70歳未満の自己負担は3割（義務教育就学前は2割、70歳以上75歳未満は所得に応じて2割または3割、75歳以上は1割）

費用負担のイメージ

PCR検査費用（18,000円+1,500円）		初再診料等の診療費	
公費負担	健康保険負担	自己負担	健康保険負担

【同検査保険適用後の診療体制について】

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応として厚生労働省は、通常の保険診療と異なり、まず保健所などに設置された「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう同省のホームページで周知しております。

なお現在、同センターでは、相談内容から新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合、相談者へ適切な診察を行う医療機関の「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っており、厚生労働省からは、当面、▽こうした受診の流れはPCR検査の公的保険適用後も基本的に変わらない▽公的保険適用後も、基本的に当該「帰国者・接触者外来」で検査実施の判断がなされるとの説明がございましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する直近の情報につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけますにて案内されておりますので、適宜、最新の情報をご確認願います。

《厚生労働省 HP》新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

《厚生労働省 HP》新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html